

健康保険被扶養者確認届 (要収入確認者)

太枠内をご記入のうえ、添付書類をホチキス留めして事務担当者の方へご提出ください。

◆被保険者

記号一番号	-	氏名	
-------	---	----	--

※健保記入欄		
1次確認	2次確認	担当者

◆対象となる被扶養者

(フリガナ) 被扶養者氏名	続柄	生年月日	認定日	継続して扶養している場合に記入		すでに扶養からはずれている場合に記入	
				月平均収入額 円	職業	扶養をはずれた日 令和 年 月 日	扶養をはずれた理由

扶養を継続している場合

扶養からはずれている場合

所得証明書を添付

令和7年度
所得証明書
市区町村発行のもの
「課税証明書」
「非課税証明書」でも可

保険証又は資格確認書を添付

削除者の保険証
又は資格確認書
事業所所在地・名称、事業
主氏名をご記載のうえ、一
緒に提出ください。
※マイナ保険証を利用されている方は添付不要です。

事業所所在地	〒 一
事業所名称	
事業主氏名	

※扶養削除する場合のみ、ご記載ください。

受付日付印

TJKへの提出期限は11月28日(金)までとなります。

勤務先を通してのご提出となりますので、勤務先の担当者様のご案内に従ってください。
確認届のご提出がない場合、令和7年1月1日より対象の被扶養者の当組合の資格が無効となります。

確認手順 ……被扶養者再認定の詳細は当組合のホームページをご確認ください。

ホームページアドレス : <https://www.tjk.gr.jp/news/r7-sainintei.html>



STEP
1

表面の「被保険者」と「対象となる被扶養者」を確認する。

(当組合にマイナンバーの提出がされていない・収入照会の結果、自治体などから結果の返却がなかった方にお送りしております。)

STEP
2

「対象となる被扶養者」の状況に応じて太枠内を記入する。

扶養継続の場合 ……「月平均収入額」・「職業」を記入し、STEP3へ

扶養削除の場合 ……「扶養をはずれた日」・「扶養をはずれた理由」を記入する。

※扶養継続の要件は当組合ホームページをご確認ください。

STEP
3

【STEP2にて「扶養継続」の場合】

再認定対象者である被扶養者の所得証明書を令和7年1月1日に住所登録をしている市区町村の役所へ取りに行く。

(マイナンバーカードを使えば、お近くのコンビニエンスストアなどでも取得することができます。)

※ 海外に居住されている方は、原則扶養削除となります。下記「例外要件」に該当している被扶養者で、

所得証明書が発行できない等の事情がある方は、記載の添付書類をご提出ください。

例外要件	添付書類(①,②両方必要です)
海外において留学する学生	①ビザの写し ②学生証or在学証明書の写し等 ※日本語以外の場合は和訳を添付
海外に赴任する被保険者に同行する者	①ビザの写し ②海外赴任辞令の写し等 ※日本語以外の場合は和訳を添付
観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航するもの	①ビザの写し ②ボランティア派遣期間の証明の写し等 ※日本語以外の場合は和訳を添付
被保険者が海外に赴任している間に、当該被保険者との身分関係が生じたもの	婚姻等を証明する書類の写し ※日本語以外の場合は和訳を添付

※ 上記添付書類を提出後、状況に応じて追加の添付書類をいただく場合がございます。